

公園トイレ改築事業

要求水準書

平成31年4月8日

神戸市

【 目 次 】

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	事業の趣旨	1
3	事業の対象施設	1
4	事業範囲	1
5	業務における留意事項	1
6	業務従事者の要件等	2
7	第三者の使用	2
8	遵守すべき法規制等	2
9	事業スケジュール（予定）	4
10	事業関連資料等の取扱い	5
11	市担当職員	5
第 2	設計・計画通知等各種申請業務要求水準	6
1	基本事項	6
2	設計・計画通知等各種申請業務の基本方針	10
3	設計・計画通知等各種申請業務の要求水準	10
第 3	改築工事業務要求水準	17
1	基本事項	17
2	改築工事業務の基本方針	19
3	改築工事業務の要求水準	20
第 4	工事監理業務要求水準	23
1	基本事項	23
2	工事監理業務の基本方針	23
3	工事監理業務に関する要求水準	24

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、公園トイレ改築事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本事業の業務遂行について、市が事業者
に要求する業務水準を示すものである。

2 事業の趣旨

本市の公園トイレ施設は建築後 30 年を経過したものが多く（棟数で約 4 割）、また、和式の割合が高く外国人観光客や高齢者に利用しづらい施設となっている。神戸市では老朽化した公園トイレの撤去・新築（以下「改築」という。）・改装を実施していく方針である。また、実施にあたり、短工期化・今後の改築サイクル短縮による衛生的なトイレの維持を目的としてプレハブ工法によるシステム建築の採用も含めて検討する。

本事業は、このような状況を踏まえ、設計・施工一括発注方法による契約方式を採用し、事業者を選定する。

3 事業の対象施設

対象施設は、別紙 1 に示す公園トイレ 5 施設とする。

4 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

- (1) 設計・計画通知等各種申請業務
- (2) 改築工事業務
- (3) 工事監理業務
- (4) その他事業実施に必要な業務
 - ① 各施設別工事代金一覧表（明細含む）を作成する
 - ② その他業務を実施する上で必要な関連業務

以上、上記の(1)から(4)の業務を総称して「改築業務」という。また、改築業務の対象施設を総称して「対象施設」という。

5 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

(1) 適正な事業計画

- ・ 本事業の取組の基本方針及び市の意図を十分に考慮し事業計画を作成する。
- ・ 事業計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを組む。
- ・ 事業実施にあたっては、事業計画を確実に遂行できる体制を構築する。

(2) リスクへの適切な対応

- ・ 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(3) 地域経済への貢献

- ・ 事業の実施に伴い、下請企業についても地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化に貢献する配慮をする。

6 業務従事者の要件等

業務従事者(事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。)は次の事項に従うものとする。

- ・ 本事業に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めることとする。
- ・ 業務従事者は、本事業の対象施設が公園内に位置することを踏まえ、適切な公園環境の維持に配慮し、市と十分に協議して、事業を実施する。
- ・ 本事業の実施にあたって、市と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。
- ・ 上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し市からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。
- ・ 業務従事者は、業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し、業務にあたるものとする。

7 第三者の使用

事業者は改築業務を行うにあたって、入札参加時に表明する企業以外の第三者を使用する場合、事前に市に届けて、その承諾を得るものとする。

8 遵守すべき法規制等

本事業の遂行に際しては、改築業務の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、次に記載の有無に関わらず本事業に必要な法規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

(1) 法令等

- ・ 計量法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気事業法

- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 都市公園法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令

(2) 条例等

- ・ 兵庫県建築基準条例
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例
- ・ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ・ 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
- ・ 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
- ・ 神戸市建築基準法施行細則
- ・ 神戸市火災予防条例
- ・ 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
- ・ 神戸市グリーン調達等推進基本方針

(3) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、次の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について協議を行うものとする。

[トイレ改修に関する方針等]

- ・ 高齢者障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省編）
- ・ 福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（兵庫県編）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/shisetsuseibi-kanriuneinotebiki.html>

[公園整備の基準類]

- ・ 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）

[一般事項としての基準類]

- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会編）
- ・ 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/universal/road/bf.html>

- ・ 福祉のまちづくり条例 住宅整備マニュアル編（兵庫県編）

- ・ 神戸の住宅設計マニュアル コーデス (神戸市編)
- ・ 公共建築デザインマニュアル (神戸市編)
- ・ 建物のシックハウス対策マニュアル (国土交通省住宅局建築指導課編)
- ・ 神戸市建築電気設備設計図書作成要領 (神戸市編)
- ・ 神戸市建築機械設備設計図書作成要領 (神戸市編)
- ・ 建築設備計画基準 (公共建築協会編)
- ・ 建築設備設計基準 (公共建築協会編)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (公共建築協会編)
- ・ 神戸市給水装置工事施工基準
- ・ 神戸市排水設備指針と解説

[構造設計上の基準類]

- ・ 建築構造設計基準 (公共建築協会編)
- ・ 建築構造設計基準の資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 日本建築センター指針
- ・ 日本建築学会各種基準

[積算上の基準類]

- ・ 建築数量積算基準・同解説 (建築コスト管理システム研究所編)
- ・ 建設物価 及び 建築コスト情報 ((一財)建設物価調査会発行)
- ・ 積算資料 及び建築施工単価 ((一財)経済調査会発行)

[その他指定する仕様書、詳細図等]

- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編 (公共建築協会編)
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編・機械設備工事編
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
- ・ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 工事写真の撮り方 建築編 (公共建築協会編)
- ・ 内線規程 (社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編)
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 (有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修)
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 神戸市建築工事 改修特記仕様書・補足標準仕様書
- ・ 神戸市グリーン調達方針

9 事業スケジュール (予定)

本事業の主なスケジュールは次のとおりとする。

事業契約締結	平成 31〔2019〕年 6 月下旬
設計及び施工期間	契約締結日の翌日～平成 32〔2020〕年 3 月下旬
事業終了	平成 32〔2020〕年 3 月 31 日

10 事業関連資料等の取扱い

- ・ 市が提供する資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。
- ・ 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとする。
- ・ 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄することとする。

11 市担当職員

- ・ 市は契約書（案）に基づき、本事業を担当する総括係員、主任係員及び係員を置き、その氏名を事業者に通知する。

第2 設計・計画通知等各種申請業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象施設の改築工事を実施するために必要な設計・計画通知等各種申請を行う。設計・計画通知等各種申請業務には、次のものを含むものとする。

- ・ 設計のための事前調査業務
- ・ 実施設計及び計画通知等各種申請業務
- ・ 仮設トイレに関する実施設計及び計画通知等各種申請業務
- ・ その他、付随する業務（調整、報告、検査等）

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

(3) 設計体制及び技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

① 管理技術者（設計）

- ・ 事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・ 管理技術者は、設計において、改築業務の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
- ・ 管理技術者は、市の承諾を得て「② 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

② 設計担当者（建築）（設備）

- ・ 事業者は、実務経験が豊富な設計担当者を選定する。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(4) 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に業務工程表を作成し、市に提出して承諾を得るものとする。

(5) 設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。

市との打合せ内容について都度書面に記録し、相互に確認する。

(6) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については事業契約書で定める。

(7) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	業務工程表	1	A4判	
	管理技術者通知書	1	A4判	経歴書等を含む
	着手届兼業務計画書	1	A4判	
	受注者管理体制系統図	1	A4判	
	承諾願（協力企業がある場合）	1	A4判	
	各専門における担当事務所名、担当技術者の経歴等	1	A4判	
業務中	業務打合せ記録簿	1	A4判	対象施設ごと
	指示、承諾、協議等	1	A4判	
	借用書（借用物がある場合）	1	A4判	
完了時	業務完了通知書	1	A4判	対象施設ごと
	設計成果品	-	次表による	
	積算関係資料	1	次表による	
	その他資料・提出図書等	1	次表による	

成果物等	サイズ	提出形式	部数
■ 実施設計図書 CAD データ (PDF 及び DXF と作成 CAD 形式)		CD or DVD	1
A. 建築実施設計図		A4 製本※	2
◆ 建築工事 改修特記仕様書・補足標準仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	A3	↓	↓
◆ 材料・工法指定一覧表	A3	↓	↓
◆ 付近見取図・配置図・仮設計画図	A3	↓	↓
◆ 平面図兼仮設計画図	A3	↓	↓
◆ 断面図 (2 面以上)	A3	↓	↓
◆ 平面詳細図・天井伏図	A3	↓	↓
◆ 展開図 (各面)	A3	↓	↓
◆ 建具表	A3	↓	↓
◆ 各部詳細図	A3	↓	↓
◇ 現況調査報告書を図面化したもの	A3	↓	↓
◆ 立面図 (各面)	A3	↓	↓
◆ 矩計図 (主要部詳細)	A3	↓	↓
◆ 屋根伏図	A3	↓	↓
◆ 構造図	A3	↓	↓
◆ 撤去図	A3	↓	↓
B. 電気設備実施設計図		A4 製本※	2
◆ 神戸市電気設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図 (複数施設を兼ねることも可とする)	A3	↓	↓
◆ 電気設備設計図	A3	↓	↓
◇ 受変電設備図	A3	↓	↓
◇ 非常電源設備図	A3	↓	↓
◆ 幹線平面図	A3	↓	↓
◇ 電灯コンセント設備系統図	A3	↓	↓
◆ 電灯コンセント設備平面図 (各階)	A3	↓	↓
◇ 動力設備系統図	A3	↓	↓
◇ 動力設備平面図 (各階)	A3	↓	↓
◇ 弱電設備系統図	A3	↓	↓
◆ 弱電設備平面図 (各階)	A3	↓	↓
◇ 火災報知等設備系統図	A3	↓	↓
◇ 火災報知等設備平面図 (各階)	A3	↓	↓
◇ 屋外設備図	A3	↓	↓
◆ 盤類結線図	A3	↓	↓
◆ 各種系統図	A3	↓	↓

C・給排水設備実施設計図		A4 製本※	2
◆ 神戸市機械設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図・各樹類仕様書（複数施設を兼ねることも可とする）	A3	↓	↓
◆ 給排水衛生設備設計図	A3	↓	↓
◆ 給排水衛生設備配管系統図	A3	↓	↓
◆ 給排水衛生設備配管平面図（各階）	A3	↓	↓
◆ 給排水衛生設備配管立面図（各階）	A3	↓	↓
◇ 部分詳細図	A3	↓	↓
◇ 屋外配管図	A3	↓	↓
E. 積算関係資料			
■ 積算関係図書一式			
◆ 数量積算計算書	任意	紙&データ	1
◆ 内訳明細書（エクセル形式）	↓	紙&データ	各 1
◆ 見積書 （単価根拠となる施工者見積書、刊行物等を含む）	↓	紙	1
F. その他資料・提出図書等			
◆ 現地調査報告書	任意	紙	1
◆ 計画通知等各種申請図書（副本）	A4orA3	紙	1

※A4 製本図は、建築、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備図面を一冊にまとめる形式にて、各施設 2 部提出。

2 設計・計画通知等各種申請業務の基本方針

(1) 設計計画、設計体制の妥当性

- ・ 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に改築工事が完了する確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
- ・ 各種性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ・ 二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮する。
- ・ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献する。

3 設計・計画通知等各種申請業務の要求水準

(1) トイレ改築

i. 一般事項

〔設計方針〕

- ・ 建築に関する設計業務の方針は、直近の同種工事を「参考標準仕様」と位置づけ、本事業における仕様、規定寸法、使用材料、参考品番、及び納まり等の水準は、特記無き限り、市より提示する下記の過年度実施工事の設計内容（貸与資料参照）同等の水準とすること。
但し、「参考標準仕様」は構造形式・各種仕様を規定するものでない。
◇ 参考標準仕様と位置づける工事 「平成29年度 竜が岡中央公園トイレ改築工事」
- ・ 設備に関する設計業務は、下記の貸与資料を「標準図・標準仕様」と位置づけ、本事業における仕様、規定寸法、使用材料、参考品番、及び納まり等の水準は、特記無き限りこれらの同等の水準とすること。
◇ 「神戸市電気設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図」
◇ 「神戸市機械設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図・各樹類仕様書」
◇ 「衛生器具詳細図(1)(2)」
- ・ 本事業の改築対象の全てのトイレは湿式工法での改修とする。
- ・ 本事業の改修対象となる5施設の全てのトイレで和便器を設置しない。
- ・ 本事業の改修対象となる5施設の全てのトイレに温水洗浄便座は設置しない。

ii. トイレの配置・レイアウト

〔標準配置〕

- ・ 標準配置は「別紙2」に示すものとし、詳細な配置計画は本業務に含むものとする。

〔標準レイアウト〕

- ・ 標準レイアウトは、「別紙3」に示す下記の2種類から選定する
 - ① Lタイプ [男子トイレ大便器有]
 - ② Mタイプ [男子トイレ大便器無]
- ・ どの部位にどのタイプを選定するかは「別紙1」による。
- ・ 標準レイアウトを基本として、各敷地の状況に応じて適宜調整を行うこと。

iii. 仮設トイレの設置

〔仮設トイレの必要性〕

- ・ 本事業において仮設トイレが必要となるのは都賀川公園、会下山公園、六甲唐櫃台公園、桜が丘中央公園である。
- ・ 仮設トイレの設計及び建築基準法上等の申請業務は、本業務に含むものとする。
- ・ 仮設トイレの設置及び撤去は本事業に含むものとする。
- ・ 仮設トイレの設置は、工事着手に先立ち仮設トイレを完成し使用可能な状態とすること。
- ・ 仮設トイレの撤去は、本設トイレ改修が完成し、部分使用が可能となった後、工期末までに行うこと。

〔仮設トイレの仕様〕

- ・ 本体は各公園毎に3体設置し、内訳は下記とする。
 - 大便器1、小便器1、手洗い1
- ・ 本体各部の仕様は下記とする。
 - 扉：自閉装置付とする。
 - 付属品：棚、コートフック、人感センサー付照明、ペーパーホルダー付とする。
- ・ 本体は杭槌、若しくは土嚢等により地盤に固定すること。
- ・ 仮設トイレへの電源送りは、最寄りの外灯もしくは電灯盤より送るものとする。
- ・ 仮設配線については公園利用者に配慮した施工とすること。
- ・ 仮設トイレ用の給排水仮設配管を設置し、使用后撤去すること。西灘公園については、既設トイレを運用しながらの工事とするため、トイレ新設後に既設配管類撤去すること。

iv. 地盤調査

〔地盤調査の必要性〕

- ・ 本事業において地盤調査が必要となるのは、都賀川公園、会下山公園、六甲唐櫃台公園、桜が丘中央公園である。
- ・ 地盤調査は本業務に含むものとし、調査方法はスウェーデン式サウンディング試験とする。
- ・

v. 詳細設計における留意点

〔仮設計画〕

- ・ 仮設計画図（参考）には、外部足場及びメッシュシート（必要に応じて防音シート）の設置範囲を明記する。
- ・ 工事場所はH=1,800mmのフェンスバリケード及び養生シートの設置を行うこと。
- ・ 周囲に分かりやすい場所に工事看板を掲げること。
- ・ 工事完了時には、構内設置の工事仮設物を撤去し、付近の清掃地ならしを行うこと。また、公園内の施設を破損した場合は受注者の責により、復旧すること。
- ・ 公園内の既設埋設配管については、施設平面図により確認し、施工期間中は仮移設し、完了後、復旧すること。

〔撤去計画〕

- ・ 既存図面が存在しないトイレもあるため、撤去計画においては現況詳細調査の上、図面を作成する。
- ・ 既存トイレは地中部分も全て撤去対象とする。
- ・ 六甲唐櫃台公園の既存トイレ外壁（複層塗材部）にアスベスト含有のため、レベル1として届出・処理を行うこと。

〔建物仕様〕

- ・ 構造・規模
 - 軽量鉄骨造、若しくは壁式RC造（現場施工、工場製作を問わない）とする。
 - 延床面積：Lタイプ 約14.1㎡ Mタイプ 約12.5㎡

〔土工事〕

- ・ 埋め戻し・盛土の種別：根切り土の良質土もしくは購入土とすること。
- ・ 残土処分：下記施設のいずれかに搬入し処分すること。
ポートアイランド沖（神戸空港島）、布施畑環境センター、淡河環境センター

〔地業工事〕

- ・ 捨てコンクリート：厚さ50mm
- ・ 再生砕石：厚さ100mm
- ・ 地耐力：地盤調査結果に基づき、基礎を検討すること。

〔コンクリート工事〕

- ・ 設計強度：普通コンクリート24N/m²
- ・ 工場選定：JIS表示許可工場
- ・ 種別：普通ポルトランドセメント

〔鉄筋工事〕

- ・ 基礎・土間：構造計算書による

〔本体工事〕

- ・ 詳細はメーカー仕様とする。
- ◆ 軽量鉄骨造
 - 防錆塗装：錆止め塗装（JIS K 5674-1 種）の上、見え掛かり部は SOP 塗装とする。
 - 屋根：フッ素樹脂塗装ガリバリウム鋼板 折板葺き t=0.5mm(H=88mm)
鼻隠し：フッ素樹脂塗装ガリバリウム鋼板 加工 t=0.5mm
 - 外壁：窪業系サイディングボード t16 金具止め
採光：アルミ製はめ殺し窓、網入りガラス t6.8
 - 換気：アルミ製ガラリ窓
- ◆ 壁式 RC 造
 - 屋根：RC 造ウレタン塗膜防水（保障年限 10 年）
採光：ポリカトップドーム、網入ガラス t6.8
 - 外壁：防水形複層塗材 E 吹放し仕上
 - 換気：アルミパイプフード

〔内装工事〕

- ◆ 軽量鉄骨造
 - 内壁：LGS 下地の上、ケイ酸カルシウム板 t8+6、防水形複層塗材 E ゆず肌状仕上
 - 床：土間コンの上、床用磁器質タイル 50 角貼
 - 巾木：磁器質タイル 100 角貼（H=300）
 - 天井：ケイ酸カルシウム板 t8 の上、外装薄塗材 E 砂壁状仕上
- ◆ 壁式 RC 造
 - 内壁：防水形複層塗材 E ゆず肌状仕上
 - 床：床用磁器質タイル 50 角貼
 - 巾木：磁器質タイル 100 角貼（H=300）
 - 天井：防水形複層塗材 E ゆず肌状仕上
- ・ トイレブース：高圧メラミン樹脂化粧板、金物は SUS 製とする。
- ・ ベビーチェア：各トイレに 2 箇所ずつとする。

〔外構工事〕

- ・ 本工事に伴い、撤去が必要な樹木等がある場合、公園管理者と協議の上、撤去・復旧方法を決定する。
- ・ 建物水下側の雨水が垂れる建物裏面 W300、建物正面 W1200（目隠し壁まで）の範囲は土間コンクリートとする。
- ・ 男女トイレ入口前に目隠し壁（H2000×W1400×t130、RC 造 防水形複層塗材 E）を設置する。
- ・ 既存トイレ撤去後は周囲と同等の仕上げにて復旧とする。

〔電気設備について〕

- ・ 本事業のトイレ改築に伴い、配管配線を含む機器類の撤去・更新を行う。
- ・ 電源の引込みについては下記の通りとする。

【西灘公園】

既設トイレの引込みは廃止申請を電力会社に申請する。新設トイレの引込みは建設局にて

契約している既設の引込柱を流用し、既設盤にブレーカーを増設する。新設トイレ内に分電盤を設置し、既設引込柱から埋設でトイレ内新設分電盤まで配管配線を行う。埋設配管後は公園の地面を現状復旧することとする。

【その他の公園】

- ・ 既設の引込配線を流用する。新設トイレ内に分電盤を設置し、既設引込配線との接続箇所にプルボックス等を設け、そこからケーブルを延伸させ、トイレ内新設分電盤まで配管配線を行う。
- ・ 受電容量等、必要に応じて電力会社と協議を行う。
- ・ 新設する照明器具は LED 照明器具とする。屋内は JIS Z9110 に準拠した床面平均照度（200lx 以上）となるように機種選定・台数・配置を検討すること。屋外は各出入口付近に 1 つ設置すること。
- ・ トイレ内に新設する分電盤には主幹開閉器の 2 次側に分電盤用 SPD を設置する。分電盤に必要な接地については新設とする。
- ・ 放電灯安定器等の撤去が必要な機器は PCB 含有の有無を確認すること。PCB 含有が判明した場合は、構外搬出せず、市の指示する場所に集積する。
- ・ 撤去する蛍光灯については、水銀を含有するものとして適正な処理を行う。また、その他の撤去材料についても、水銀含有の有無を確認の上、水銀含有が判明した場合は、適正な処理を行う。
- ・ 車いす使用者用便房及び車いす使用者用簡易型便房には、便房内に呼出し押釦を設置し、トイレの廊下側入口に警報ランプ付フリッカーブザー及びアラーム盤を設置する。
- ・ トイレ内の照明点滅は人感センサーによる制御とする。
また、各便房単位で照明器具を制御できるような位置に人感センサーを設置する。人感センサーはトイレ廊下側の扉を開放した状態で、屋外の歩行者を感知しない位置に設置すること。
- ・ トイレ屋外の照明点滅は光電式自動点滅器による制御とする。
- ・ 照明のスイッチにはカバープレートを設けること。
- ・ 電気配線は原則隠蔽とするが、やむをえない場合は露出モール配管とする。

〔給排水衛生設備について〕

- ・ 本事業のトイレ改修に伴い、配管および衛生機器類等の撤去・更新を行う。
- ・ トイレ内の給排水管は、全て撤去・更新対象とする。
(各系統バルブも含む)
- ・ 屋外のトイレ系統バルブおよびトイレ系統バルブからトイレまでの屋外埋設給水管も撤去・更新対象とする。
- ・ 屋外埋設排水管についてはトイレ建屋廻りについては下水柵も含めて更新のこと。ただし、西灘公園については、新設トイレより、下水第 1 引込柵まで新設のこと。
- ・ 六甲唐櫃台公園については、凍結防止ヒーターを施すこと。
- ・ 山留めは、掘削深さ 1.5 m 以上の場合（土質に見合った勾配を保って掘削できる場合は除く）は設置すること。
- ・ 施工後は、給水管の耐圧試験、汚水(排水)管の満水試験・通水試験等、各種試験を実施すること。
- ・ 使用材料については下記の通りとする。

名称	設置場所	管種	保温
屋外給水管	埋設	PEP	水道局との協議による。

			土中直圧配管は神戸市水道事業者管理基準による配管保護を行うこと。
	露出	HIVP	標準仕様書（3.1.5 各表）のハを適用 保温外装は e3 を適用
屋内給水管	PS 内	HIVP SGP-VA	標準仕様書（3.1.5 各表）のハを適用
	上記以外	HIVP	標準仕様書（3.1.5 各表）のハを適用
屋外汚水管	埋設	VP	不要
	露出	カラーVP	不要
屋内汚水管	PS 内、区画貫通 部	DVLP	標準仕様書（3.1.5 各表）ロを適用
	上記以外	VP	標準仕様書（3.1.5 各表）ロを適用
屋内通気管	PS 内、区画貫通 部	耐火二層管 VP	
	上記以外	VP	標準仕様書（3.1.5 各表）ロを適用

名称	設置場所	弁種	備考
バルブ類（50A 以下）		ゲート弁	JIS10K(鉛レス)
バルブ類（65A 以上）	埋設（ボックス共）	ゲート	JIS10K(鉛レス)
	上記以外	バタフライ弁	JIS10K(鉛レス)

- ・ 新設衛生器具については下記を標準として市担当者と協議すること。

衛生機器	TOTO	LIXIL
洋風便器 (掃除口付)	CFS494CHNS 手動フラッシュバルブ [®] 他付属品一式	YC-P25SM 手動フラッシュバルブ [®] 他付属品一式
身障者便器(掃除 口付)	CFS494CVNS 自動フラッシュバルブ [®] 他付属品一式	YC-P25SM 自動フラッシュバルブ [®] 他付属品一式
壁掛小便器	UFS900WR 付属品一式	YU-A51MP 付属品一式
洗面器	L210C・TEN77G1 自動水栓(AC100V)他付属品一式	YL-176UFCR・AM-211V1 自動水栓(AC100V)他付属品一式
手洗器 (男子/女子トイ レ)	LSK870BSR 自閉式水栓他付属品一式	YL-A74PB 自閉式水栓他付属品一式
手洗器 (多目的トイレ)	LSW570APR 自動水栓(発電タイプ)他付属品一式	YAWL-71U2AM 自動水栓(発電タイプ)他付属品一式
紙巻器	YH117	CF-32H
防汚加工	セフィオンテクト	アクアセラミック

- ・ グースネックタイプ手動スイッチ台付自動水栓（TEN77G1/AM-211V1）を各公園新設トイレに 1

つ以上設置すること。

- ・ 便宜上 TOTO、LIXIL の品番を使用している。
- 換気については、自然換気とする（窓換気）

(3) その他

- ・ 設計にあたっては、既存の敷地や建物、設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮する。
- ・ 将来の維持管理、機器更新、その他工事を考慮した設計を行う。

第3 改築工事業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書に基づき、設計業務において作成した設計図記載の改築工事を行う。改築業務には、次のものを含むものとする。

- ・ 対象施設の改築業務（改築工事に伴う一切の工事を含む。）
- ・ その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。）

(2) 業務の期間

第1の9に定める期間内に各施設の工事を完了する。

(3) 施工体制及び技術者の配置

事業者は、改築工事業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、改築工事業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

① 監理技術者等

- ・ 事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。
- ・ 監理技術者等は「② 補助員」を兼ねることができる。

② 補助員

- ・ 「① 監理技術者等」のもと、補助員を配置する。
- ・ 補助員は建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格を有する者とする。
- ・ 補助員は同時期に3施設まで担当可能とする。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して改築工事業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

なお、次表に特記なき限り、建築工事改修特記仕様書及び補足標準仕様書に記載の提出物を適宜提出するものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着工時	工事着手届・工事工程表	2	A4 判	対象施設ごと
	現場代理人等設置通知書（監理技術者、主任技術者）	2	A4 判	
	経歴書（監理技術者、主任技術者）及び有資格者証の写し	2	A4 判	
	施工体系図・施工体制台帳	1	A3 判	
	実施工程表	1	A4 判	
	神戸市公共工事に順じた書類様式一式	1	A4 判（様式は落札者に配付）	対象施設ごと
	建設リサイクル法第11条に基づく通知書	2	A4 判	
	建設リサイクル法第13条に基づく書面	2	A4 判	
	アスベスト事前調査報告書・PCB調査報告書・水銀使用製品調査報告書	1	A4 判	対象施設ごと
	近隣配布用資料・配布範囲図	1	A4 判	
施工中	納入仕様書・材料検査簿・出荷証明書・成績証明書等	1	A4 判	対象施設ごと
	二週間工程表	1	A4 判	
	施工図	1	A3 判	
	関係官庁届出書	2	A4 判	
	協議記録・打合せ簿・指示書	2	A4 判	
	打合せ議事録夜間・休日作業届け			
	工事写真長期休暇緊急連絡先	1	A4 判	
	建設物副産物処理結果報告書	1	A4 判	

提出時期	品目	部数	体裁	備考
完了時	工事完成届	2	A4 判	対象施設ごと
	完成図	1	図面データ (DXF, PDF, TIF 形式)	対象施設ごと 現場代理人又は監理技術者等、工事監理者の記名及び押印要
		2	A3 二つ折製本 (1部は対象校に納品)	
	水道・電気使用量等確認書兼報告書	1	A4 判	対象施設ごと

各種試験報告書・検査記録	1	A4判
機器完成図	1	A4判
機器性能試験報告書	1	A4判
機器取扱説明書	2	A4判 (1部は対象校に納品)
機器納入者連絡先一覧表	2	A4判 (1部は対象校に納品)
試運転調整記録	1	A4判
完成確認報告書	1	A4判
保証書	3	A4判 (1部は対象校に納品)
防水工事保証書一覧表	3	A4判 (1部は対象校に納品)
物品引渡書	3	A4判 (1部は対象校に納品)
補修連絡先一覧	3	A4判 (1部は対象校に納品)
付属工具リスト	3	A4判 (1部は対象校に納品)
関係官庁届出書類	1	A4判(副本)
電子納品	1	CD-ROM

2 改築工事業務の基本方針

(1) 施工計画・施工体制の妥当性

- ・ 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に改築工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。
- ・ 施工期間中における公園内・周辺の安全確保を行う。
- ・ 各種施工に伴う公園環境への影響及び公園周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするように配慮する。
- ・ 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ・ 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。

3 改築工事業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 事業者は、改築工事に伴う工事一式を実施する。

- ・ 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。
- ・ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
- ・ 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。
- ・ 事業者は、支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事事業用電力、水道、ガスを有償で使用できるものとする。
- ・ 事業者は、改築工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。

(2) 現場作業日・作業時間

- ・ 現場作業日、作業時間は、近隣に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。
- ・ 基本的な作業時間は、平日、土曜日の午前9時から午後5時までとする。
- ・ 原則として、日曜日、祝日及び夜間に工事を行わないものとする。やむを得ず、日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、市の了解を得た上で作業を行う。ただし、日曜日、祝日及び夜間の作業は、連続して行わないなど、十分配慮する。

(3) 安全性の確保

- ・ 工事の実施にあたっては、公園利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。
- ・ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定する。また、工事作業場所についても同様とする。工事事業用車両の運行経路の策定にあたっては、公園利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行う。
- ・ 工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮する。

(4) 非常時・緊急時の対応

- ・ 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

(5) 近隣対策等

- ・ 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他改築工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

(6) 工事現場の管理等

- ・ 事業者は、公園入口周辺に工事事業用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示す

る。また、事前に、市も含めた緊急連絡簿を市に届け出る。

- ・ 事業者は、改築工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市に届け出て、承諾を得るものとする。
- ・ 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- ・ 使用する場所は必要最小限の大きさとし、公園使用に支障のない範囲とする。なお、工事中においても公園使用上必要な利用者動線等を確保できるよう配慮する。
- ・ 事業者は、作業時に公園内の器物等を破損しないように十分に注意する。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、公園管理者及び市に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(7) 工事写真

- ・ 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出する。
- ・ 対象施設ごとの写真帳 (A4 判・両面印刷) を 1 部及び JPG 形式のデータ一式 (媒体は CD 又は DVD) を提出することとする。

(8) 工事検査

- ・ 事業者は、工事完了後、対象施設ごとに事業者側検査員による工事検査を行い、各対象施設においていずれも事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認する。
- ・ 事業者は、対象施設ごとの当該工事検査の日程を事前に市に対して通知する。
- ・ 事業者は、市に対して、工事検査の結果を書面で報告する。
- ・ 事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受け、市は対象施設の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、対象施設の水準に関して市が認証したことを意味するものではない。
- ・ 事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- ・ 事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

(9) その他

- ・ 施工中は、「第 1 総則- 8 遵守すべき法規制等」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ・ 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等 (発生材) のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用にも努める。
- ・ 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ・ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で通行する。
- ・ 対象敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。
- ・ 気象予報又は警報等には常に注意を払い、必要な措置を取り災害防止に努める。

- ・ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ・ 事業者は、公園敷地内及び公園付近において、喫煙を禁止する。
- ・ 事業者は駐車場、資材置場等の位置を市に承諾を得るものとする。
- ・ 工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。
- ・ 工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を開始する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。
 - 測定対象物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- ・ ○測定場所：トイレ内部

第4 工事監理業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、次のものを含むものとする。

- ・ 改築工事に係る工事監理業務
- ・ その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。）

(2) 業務の期間

第1の9に定める期間内に合わせて各施設の工事監理を完了する。

(3) 工事監理者の配置

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、工事監理業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

- ・ 工事監理者は、1人につき同時期に5施設まで担当可能とする。
- ・ 工事監理者の資格要件については、「第21(3)①管理技術者（設計）」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとする。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	着手届兼業務計画書	1	A4判	対象施設ごと
	業務工程表	1	A4判	
	工事監理者通知書	1	A4判（経歴書を含む）	
施工中	監理業務報告書（施工進捗写真含む）	1	A4判	月次提出
	打合せ簿・指示書	1	A4判	打合せごと
完了時	業務完了通知書	1	A4判	対象施設ごと
	工事検査記録	1	A4判	

2 工事監理業務の基本方針

- ・ 設計段階から、施工、施設の引渡しまでの期間において、市、設計者及び施工者との調整を適宜行い、第1の9に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行う。
- ・ 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

3 工事監理業務に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、改築工事の適切な監理に必要な業務を行う。
 - 改築工事業務に関し、別紙4に記載のとおり工事監理を行う。
 - 改築工事業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査を行う。
 - 打合せ議事録を作成し、市に提出する。
- ・ 事業者は、工事監理業務の完了にあたって、品質管理のための施工プロセスチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を報告する。
- ・ 工事監理者は、市に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、工事監理者は、市が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。
- ・ 完了時には、完成検査を行う。
- ・ 工事監理者は工事が完了するごとに、市に対して工事検査の結果報告を行う。

(2) 工事検査

- ・ 事業者は、工事監理企業から検査員を選定し、工事検査を行う。
- ・ 事業者は、工事検査の実施については、事前に市に通知する。
- ・ 市は、事業者が実施する工事検査及び試運転に立ち会うことができることとする。

(3) 市の完成検査

- ・ 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。